

保護者の皆様へ

乳幼児が集団で生活する保育園では、施設内での感染症の拡大を防ぐため、学校保健安全法により、感染症にかかった場合(疑いを含む)や感染の恐れがある場合は、出席を停止させることができるとされています。

学校保健安全法施行規則に感染症の種類や出席停止期間が定められていますので、下表の感染症にかかった場合は、保育園へお申し出くださいますようお願いとご協力をお願いします。

【保育園において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等】

	感染症の種類	出席停止期間の基準	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マールブルグ症、ラッサ熱、急性灰白髄炎、重症呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	医師記入の「登園許可意見書」※1
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで	
第二種	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下又は舌下腺の主張が発言した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により園医とその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	同上	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日、かつ解熱した後3日を経過するまで	
新型コロナウイルス感染症 (ベータコロナウイルス属コロナウイルス)	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで(無症状の感染者は検体を採取した日から5日を経過するまで)	保護者記入の「登園届」※2	
第三種	感染性胃腸炎	手足口病	症状により園医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	伝染性紅斑(りんご病)	RSウイルス	
	マイコプラズマ肺炎	帯状疱疹	
	溶連菌感染症	突発性発しん	
	ヘルパンギーナ	など	
	腸管出血性大腸菌感染症		症状により園医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	コレラ	
	急性出血性結膜炎	腸チフス	
細菌性赤痢	パラチフス		

※1 医師記入の「登園許可意見書」については、杉並区医師会との協議により文書作成料を 500 円としていますが、医療機関によっては 500 円を超える場合がありますので、ご了承ください。

※2 受診した医療機関の医師による指示内容に基づいて保護者が記入します。インフルエンザは専用の登園届があるので、そちらにご記入ください。